

産業人材育成センター米子校自動販売機設置契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、自動販売機の設置について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、甲の所有する県有財産に乙が自動販売機を設置することに同意し、乙はこの契約の定めるところにより、設置に係る業務を誠実に履行するものとする。

（設置機種及び設置場所等）

第2条 自動販売機の設置機種及び設置場所は下記のとおりとする。

設置場所	種類	機種	台数
米子市夜見町 3001-8 鳥取県立産業人材育成センター米子校 1階渡廊下	清涼飲料水 自動販売機	○○○○	○台
		○○○○	○台

（設置契約期間）

第3条 自動販売機の設置期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（清涼飲料水等の種類）

第5条 乙は、自動販売機により清涼飲料水等を販売するときは、契約時にあらかじめその種類、金額を鳥取県立産業人材育成センター米子校に届出ることとする。また、契約期間中に商品の入替えなど商品を変更する場合、提案書に記載した商品の類似品（温冷切替品、同銘柄の新商品等）及びその単価が同程度の金額であれば、その都度甲に通知を要しないこととする。

（県有財産の使用等）

第6条 甲は、自動販売機設置に必要な部分について、別途、乙からの申請により、行政財産使用許可を行うとともに、乙は甲に使用料を支払うものとする。

- 2 乙は、甲の行政財産使用許可に基づき、甲に自動販売機に係る電気料金を支払うものとする。
- 3 乙は、行政財産使用許可を受けた県有財産を善良な管理のもとに使用するとともに、販売機の設置により生じたゴミ等は乙において処分するものとする。

（県有財産への出入り）

第7条 甲は、自動販売機への製品補充、代金回収、容器回収、機器の保全補修のため、乙がその設置場所へ出入りすることを承認する。

#### (自動販売機の維持保全)

第8条 乙は、自動販売機の維持保全のため、付属品の取替え、補修、き損箇所の修理等を行うとともにその費用を負担するものとする。

2 甲は、自動販売機の維持保全に努めて協力するものとする。

#### (自動販売機の管理)

第9条 乙は、自動販売機を直接管理することとし、甲の承認を受けないで、この契約によって生じる権利を第三者に譲渡し、又はこの契約書に定める業務を第三者に委託してはならない。

#### (苦情の処理)

第10条 設置した自動販売機の利用者等からの苦情については、乙の責任において対応するものとする。

2 前項の目的を達するため、乙は、自動販売機に緊急連絡番号を明記するものとする。

#### (損害賠償)

第11条 乙は、設置した自動販売機により、甲又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

#### (改善の要求)

第12条 甲は、乙が次の各号に該当すると認めるときは、乙に対してその改善を要求することができるものとし、乙は、要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

- (1) 清涼飲料水等の質、サービスの不良等により、業務が不適当であるとき
- (2) 販売する清涼飲料水等の種類が不適当であるとき
- (3) 商品販売価格が業者選定時の提案書単価と比して、総合的に高額と判断されるとき
- (4) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき

#### (契約の解除)

第13条 甲は、乙が前条の要求に従わないときは、契約を解除することができる。

2 甲は、第6条第1項に規定する行政財産使用許可を取消したときは、契約を解除することができる。

3 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

#### (甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加してい

る者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- イ 暴力団員を雇用すること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。
  - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、違約金として年間使用料の 10 分の 1 に相当する金額を甲に支払うものとする。

(自動販売機の撤去)

- 第 15 条 乙は、第 3 条に定める設置期間が終了したとき、又は契約が解除されたときは、直ちに自動販売機を撤去しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の撤去を行わないときは、乙に代わり自動販売機を撤去処分することができるものとする。ただし、撤去処分に要する経費は乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

- 第 16 条 この契約に係る訴えについては、鳥取県米子市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

- 第 17 条 乙は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等関係法令を遵守するとともに、本契約に定めのない事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 烏取県倉吉市福庭町2-1  
鳥取県  
鳥取県立産業人材育成センター  
所長 難波 康夫

乙